

企業集団の要件

次の**いずれもの条件を満たす**場合を企業集団として取り扱います。

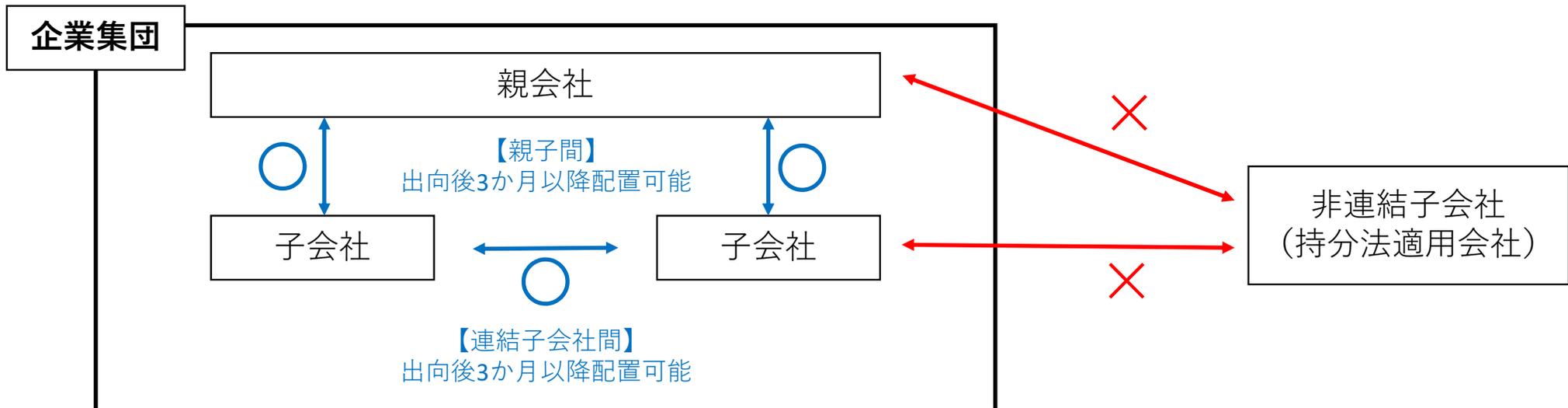
- ① **会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社及び会社
計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第22号に規定する連結
子会社からなる集団**であること

- ② **親会社が会社法第2条の会計監査人設置会社であり、会社法第444条の
連結計算書類を作成していること**

3か月後等配置可能型の要件

次の要件を満たす場合は、**企業集団内（親子間又は連結子会社間）**の出向社員を**監理技術者等**として配置することができる。

- 一般競争入札にあっては**入札参加申込のあった日以前**に、指名競争入札又は随意契約にあっては**入札書（見積書）の提出のあった日以前**に出向先と**3か月以上の雇用関係**を有していること。



3か月後等配置可能型を適用する際の 雇用状況の確認（1/2）

契約約款に基づく「現場代理人及び主任技術者等選任届」の提出の際、
次に掲げる書類を併せて提出してください。

- 1 出向元の会社との雇用関係を示す書類（健康保険被保険者証等）
- 2 出向であることを証する書類（出向契約書、出向協定書等）
- 3 一の親会社とその連結子会社からなる企業集団内の会社であることを示す以下の書類
 - ① 有価証券報告書により親会社及び当該連結子会社が確認できる場合
 - ・ 有価証券報告書

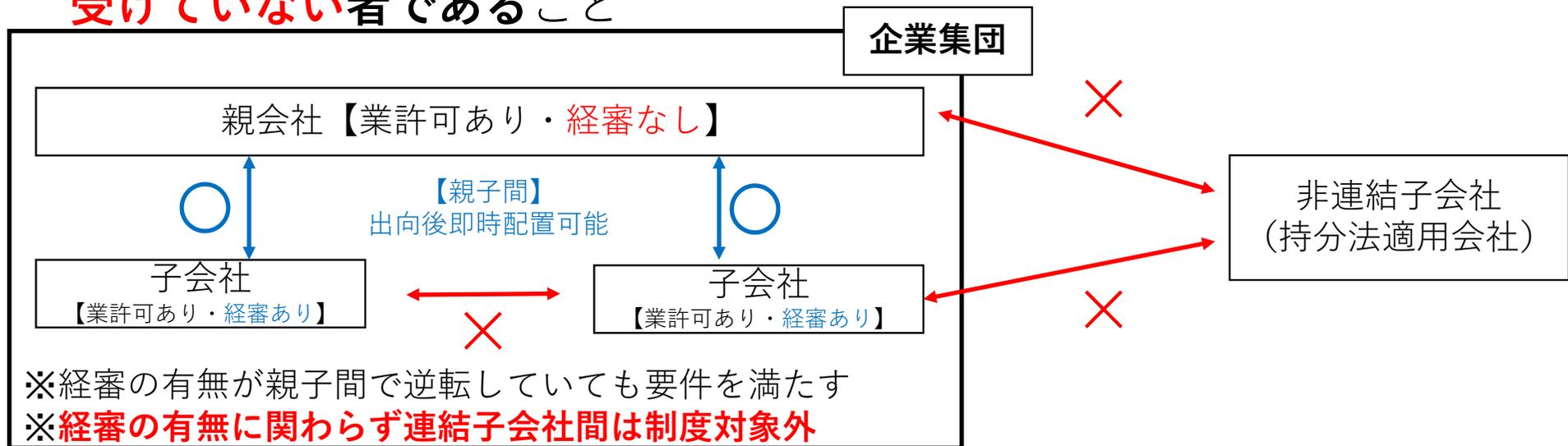
3 か月後等配置可能型を適用する際の 雇用状況の確認（2/2）

- ② ①で確認できない場合、以下の全ての書類
 - ・ 事業報告書又は連結計算書類（親会社及び当該連結子会社が確認できる部分の抜粋）
 - ・ 会計監査人による監査報告書（会計監査人が明示されている部分の抜粋）
- ③ ①及び②で確認ができない場合、以下の全ての書類
 - ・ 有価証券報告書、事業報告書又は連結計算書類（親会社及び連結子会社数が確認できる部分の抜粋）
 - ・ 連結子会社一覧
- ④ ①～③で確認ができない場合
 - ・ ①～③に掲げる書類と同程度に客観性が確保されると判断される書類

即時配置可能型の要件

次の要件を満たすことの確認を受けた企業集団は、**親会社とその連結子会社間**の出向社員を監理技術者等として配置することができる。

- 1 親会社及びその連結子会社が、建設業者（建設業の許可を受けている事業者）であること
- 2 1の全ての連結子会社が企業集団に含まれること
- 3 親会社又はその全ての連結子会社の**いずれか一方**が、**経営事項審査を受けていない者**であること



即時配置可能型の要件確認

次に掲げる書類を**企業集団の親会社にあたるものが、企業集団を構成する全ての者の承認を得て、提出**してください。

No	件名	備考
1	企業集団確認申請書	
2	子会社一覧	企業集団における申請会社の子会社（連結・非連結、業許可の有無を問わず）を全て記載
3	建設業許可証の写し	親会社及びその連結子会社の建設業の許可の通知書の写し
4	有価証券報告書	有価証券報告書のうち「関係会社の状況」の頁を抜粋
5	事業報告書	【有価証券報告書提出会社以外の場合】 「重要な子会社及び関連会社の状況」及び「独立監査人の監査報告書」の頁を抜粋
6	連結決算書類	【有価証券報告書提出会社以外の場合】 連結子会社及び非連結子会社の記載がある頁（連結注記表など）及び「独立監査人の監査報告書」を抜粋

即時配置可能型の要件確認

申請書類の受理後、要件の確認を行い、要件を満たす場合は、珠洲市から「**確認書**」を交付する。

確認書の交付を受けた事業者は、契約約款に基づく「**現場代理人及び主任技術者等選任届**」の提出の際、当該「**確認書の写し**」及び「**出向であることを証する書類**」を併せて提出するものとする。

なお、**即時配置可能型の確認書の交付を受けた企業集団であっても3か月等配置可能型を適用することは可能**である。